

## 利用者情報に関するワーキンググループ（第5回）

令和6年6月7日

【山本主査】 本日も、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、利用者情報に関するワーキンググループ第5回会合を開催いたします。

本日の会議につきましては、ウェブ会議システムにより開催しております。議事に入る前に、事務局より、会議における開催上の注意事項について御案内がございます。よろしくお願いたします。

【川野利用環境課課長補佐】 事務局でございます。総務省総合通信基盤局利用環境課の川野でございます。

それでは、事務局より、会議開催上の注意事項について御案内いたします。

まず、本日の会合は、Apple Inc. 様からのヒアリングになります。ヒアリング及びその後の質疑応答を含め、非公開にて実施させていただきます。非公開の取扱いにつきましては、事前に開催要綱に基づき主査の御了解を得ておまして、理由等につきましては参考資料5-2を御参照いただければと存じます。

また、後ほど山本主査より御紹介があるかと存じますけれども、資料5-2としまして、グーグル様から書面提出のあった資料を御用意しております。

なお、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにいただき、御発言の際にはいずれもオンにいただければと存じます。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時、事務局や主査宛てに御連絡をいただければ、対応させていただきます。

また、本日の資料は、本体資料としまして資料5-1及び5-2、参考資料5-1及び5-2を用意しております。

注意事項は以上になります。

なお、本日、江藤構成員は御欠席、森構成員は17時30分頃から御参加となります。

それでは、これ以降の議事進行は山本主査にお願いしたいと存じます。山本主査、どうぞよろしくお願いたします。

【山本主査】 承知いたしました。それでは、今お話がありましたけれども、Apple Inc.様より、スマートフォン上のプライバシー確保に係る取組に関して御発表いただきたいと思ひます。

なお、本日の会合での議論に必要があると考えられるために、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）様及び総務省サイバーセキュリティ統括官室にオブザーバーとして御出席をいただきたいと思っておりますが、御異議等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【山本主査】 特に御異議等ないようですので、御承諾いただけたものとして進行してまいりたいと思ひます。

それでは、議事に入りたいと思ひます。Apple Inc.のGary Davis様、御説明をお願いいたします。

【Davis氏】 本日は、お時間いただきましてありがとうございます。それでは始めたいと思ひます。私の画面が見えているかと思ひます。私のプレゼンテーションの内容ですけれども、Appleがプライバシーについてどのように考えているのか、具体的には、App Store、それからApp Storeからダウンロードすることができるアプリに関してお話をさせていただく機会をいただき感謝しております。

数週間前に対面で皆様にお目にかかることができず、大変申し訳なく思っております。ただ、今朝Webex経由とはなりますけれども、発表させていただく機会を賜りましてありがとうございます。ロンドンのバタシーにあるオフィスから失礼させていただいております。

それでは、私たちがプライバシーについてどのように考えているか少しお話ししましょう。Appleの創設者であるスティーブ・ジョブズがプライバシーについて語っていた内容をまずお伝えさせていただくのが、良い出発点であると思ひます。

既に2010年の時点でスティーブ・ジョブズは、ユーザーデータのコントロールに関しては、ユーザー自身にその判断を委ね、ユーザーにそのデータで何をしたいのか決めさせるべきであると理解してました。

こちらのスライドをご紹介しますと思ひます。一つ一つについて詳細のお話をいたしま

すと本当に終日かかってしまいますので、一部の項目についてお話いたしますが、このスライドをお見せしている目的としては、ユーザーが弊社のサービスやプロダクトを使用する際、プライバシーとセキュリティの両方の観点からユーザーを保護するために、私たちが何年もかけて取り組んできたこれだけの膨大な項目があるということをお示しするためです。

デバイス上でアプリを使用する際のユーザーのプライバシーについてということが、本日のワーキンググループで皆様に関心を持たれているメインのトピックになると思いますので、それについてお話をさせていただければと思います。

ここでもう一度、2008年にiPhoneとiPhone上で利用するApp Storeをリリースした当時のスティーブ・ジョブズの言葉に立ち返って、お話をさせていただければと思います。彼は「私たちは2つの正反対のことを、同時に実現しようとしています」と指摘しました。まず一つは、プラットフォームをオープンにして、デベロッパがあらゆるツールを最大限に活用できるようにするという事。そしてもう一つは、オープンにしながらも、ユーザーの攻撃やデータの窃取、ウイルスやマルウェアなどを持ち込もうとする人々からプラットフォーム上でユーザーを確実に守るということです。

これを行うに当たって、私たちは2つのツールを開発し、ユーザーの保護に取り組んでいます。1つ目は技術的なコントロール、2つ目はポリシー上でのコントロールで、実際にデベロッパの皆様に、一定の義務を課しております。

私たちが導入したポリシー上のコントロールと、App Storeを通じてアプリをダウンロードしたりアプリを利用できるようにするためにデベロッパに課している義務に関して、2つの大枠のポリシー要件を設けています。

そのうちの1つがApple Developer Program使用許諾契約です。これはデベロッパが開発したアプリをApp Storeでダウンロードできるようにし、ユーザーのデバイス上で利用できるようにするための責務を課したものになります。

そして2つ目がApp Storeでの審査に係るApp Reviewガイドラインです。これはApp Storeで、そのアプリを利用可能とすることかどうかということを検討する際の一定のルールを定めたものです。この2つに関しましては、これからもう少し詳細にご説明させていただきます。

このApple Developer Program使用許諾契約に関してですが、アプリはユーザーの事前の同意なしに端末のデータを収集又は使用してはならないということについて、非常に具体

的な義務としております。そして重要なのは、データ収集後に、ユーザーの同意なしに、利用範囲を勝手に変更してはならないということです。また、ユーザーから同意を得るにあたっては、アプリはデータの収集、利用、開示について、明確かつ完全な情報をユーザーに提供しなければなりません。そして、ユーザーがデータ利用のための同意を取り消す場合、デベロッパは速やかに使用を停止することが期待されており、そのようにすることが求められます。

ワーキンググループの皆様は、既にこれらのコンセプトに関しては重々御承知のことかと存じます。皆様のアプリのデータの使用に関するガイドラインを拝読しますと、このようなコンセプトが非常に明示的に記載されているのがわかります。

次に、App Storeの審査に係るApp Reviewガイドラインに移ります。こちらのガイドラインでは、何よりもまずアプリを提供したい法域において適用される全てのプライバシー及びデータ収集に関わる法律や規制を遵守しなければならないという義務をデベロッパへ課しております。しかしながら、もちろん、ユーザーのデバイス上で利用可能なアプリに対し期待する事項としては、より多くの詳細な内容を決めなければいけません。そのため、プライバシー要件に関しては、ガイドライン上でかなりの追加的な要件を私たちからもお願いしております。

また、個人のデータを収集するかどうかに関わらず、全てのアプリは、ユーザー或いは端末のデータの収集、利用、開示、共有、保持及び削除について説明するプライバシーポリシーを提供しなければなりません。この後もう少し細かくお話をさせていただきますが、アプリにおいてPrivacy Nutrition Labelsが網羅的に記入されていなければならないならず、このPrivacy Nutrition Labelsは、プライバシーポリシーよりも、さらに細かい内容を分かりやすくユーザーに提供します。

ここからもう少し、App Reviewガイドラインについてお話をしていきたいと思えます。

こちらのガイドラインでは、アプリをApp Store上で利用できるようにするために私たちがデベロッパに何を期待しているのかということ、かなり詳細に説明しています。

もちろん、なぜ私たちがAppleのApp Storeで利用可能なアプリにおいて、これほど慎重に注意を払っているかということですが、実際にユーザーがプラットフォーム上で遭遇した多くの問題、つまりユーザーのデータを窃取したり、様々な形で使用しようとする人々がいるからです。この点がApp Storeが異なる点であり、差別化を追求してきたところではあります。

私たちといたしましては、ユーザーには、AppleのApp Storeは、ダウンロードしたアプリを信頼して使っていただき、それらアプリをデバイス上で安全にプライベートな形で使える、信頼できる場所だと思っていただきたいと思います。

ここでアプリ審査の仕組みについて、もう少しお話をしたいと思います。私たちのアプリ審査では、App Storeからダウンロードされるアプリに関しては、人の目を介して行うものと、技術的なレビューが組合わされています。

本当に文字どおり、弊社には3つのタイムゾーンにわたり約100の異なる言語に対応する何百ものフルタイムの従業員がおりまして、先ほど御説明しましたApp Reviewガイドラインをベースにアプリの審査に当たっております。

審査をする際、このアプリは子供向けとして適切なのかどうかなど、まずアプリの安全性を審査します。それからデベロッパが言っているとおりこのアプリは作動するのかといった性能を審査します。それから、アプリが実際にApp Storeで価値を付加できるようなものなのかどうかビジネスデザインを審査し、そして重要なこととして、アプリの公開前に法的又はプライバシー上のコンプライアンスについての審査を行います。

こちらのスライドは先ほどのスライドでお話をした内容をより詳細に概説したのですが、アプリの却下のうちの40%のケースで、単純にアプリが意図したとおりに機能しない、デベロッパが意図したとおりに作動しないという理由によって却下されていることを強調しています。

数値についてももう少し具体的にご説明しますと、2023年には、170万件以上のアプリの申請が却下されました。そして、24万8,000件はスパムのような挙動、模倣アプリ、或いはユーザーを決済などの何かしらの方法で誤誘導しようとしているという理由で却下されています。

また、アプリ審査の一環としてアプリを実行したところ、技術的なツールで特定した内容になりますが、3万8,000件以上のアプリに隠された機能や、文書化されていない機能が含まれていることが判明しました。そして、Apple Developer Program使用許諾契約及びApp Reviewガイドラインのプライバシー要件を満たしていないという理由で、37万5,000件以上のアプリの提出が拒否されました。

アプリがApp Storeからダウンロードできるようになる手前で、アプリの審査を行いますけれども、App Storeで公開されてからも、ユーザー、メディア、規制当局の問い合わせに応え、無作為にサンプリングをして問題がないかということを経営して審査し、要件を満

たし続けていることを確認しております。170万以上のアプリの提出には、デベロッパがユーザーに提供したい全てのアプリのアップデートの審査も含まれていることを明確にし、おきたいと思えます。

App Storeでアプリが利用可能となる前の要件に加えて、先ほど申し上げたとおり、ユーザーがコントロールできるようにする技術的なコントロールと、デベロッパがユーザーの皆様とコミュニケーションを取る方法に関する透明性の要件なども設けられています。

ワーキンググループのガイドラインが長期間にわたって存在していることに鑑みますと、ここ数年で端末上ではどのようにユーザーのデータが使われてきたかということに関連し、ユーザーが利用できるコントロールの方法をどのように進化させてきたかについて少しお話をさせていただくのは有用であると考えます。

それでは、ユーザーがコントロールできるようにし、デベロッパが対応すべきガードレールを提供する、と言う点をご説明するために、2つの例を挙げお話ししたいと思います。

1つが位置情報のデータ、もう一つが写真のデータです。

位置情報は、ユーザーにとっては最もセンシティブなデータの1つであることは明らかであり、これまで何年にもわたって、デベロッパや広告主がユーザーの位置情報データを悪用しようという試みがなされてきた例が数多くあります。ユーザーそれから規制当局にとっても、デベロッパがユーザーの位置情報データをどのように収集するのかコントロールできるようにすることは、大きな焦点となっていました。

それでは、2010年のiOS4まで振り返りお話ししましょう。その当時iPhoneをお持ちの方は覚えていらっしゃると思いますが、ユーザーには位置情報のデータの使用を許可するか、使用を許可しないかという選択がありました。それに関しては、どのような理由でデベロッパがユーザーの位置情報データの収集をしたいのか、説明する目的の文字列（パーパスストリングス）が含まれていたわけですけれども、一部のデベロッパはそのような目的の文字列が意図するところに必ずしも従っていませんでした。

そのようなこともあり、2014年のiOS8においては、アプリの使用中的みユーザーが位置情報を共有できる新たな機能を導入しました。

2019年のiOS13では、ユーザーが希望する場合のみ、1回だけ位置情報を共有できるようにし、そしてその際の位置情報が、おおよその位置情報なのか、より正確な位置情報なのか、ユーザー側でどのように共有したいかを定めることができるようになりました。そして、このおおよその位置情報、より正確な位置情報とは実際に何を意味するのかという

ことが理解できるよう、ユーザーにこのようなグラフィックやビジュアルでの表示をするようにいたしました。

そして、ユーザー側で位置情報の共有を常に許可することに同意した場合、実際にアプリがユーザーの位置情報を呼び出した場所がどこだったのか写真をユーザーに提示し、ユーザー側は、「はい、予想通り」ないしは、「いいえ、これは驚きだ」と判断をすることができます。そしてその場で、ユーザーはそのまま継続しておくこともできれば、思ったものと違うと思った場合は、変えることができます。

そして、iOS15においては、デベロッパがボタン一つでユーザーに1度だけ位置情報を共有するかどうか尋ねることができるという機能を導入しております。この背景にあるのは、デベロッパに、このユーザーへの1回限りの質問以外に、データや位置情報が本当に常に必要なかどうか再考してもらおうよう促すためでもあります。

ご覧いただいたとおり、私たちは進化を続け、ユーザー自身がデータがどのように使われるのか決定できる、コントロールを提供するための道のりを歩んできました。

先ほども申し上げたとおり、写真データも、ユーザーにとっては非常にセンシティブなデータであり、ユーザーの生活について多くのことを曝け出してしまう可能性があると考えました。この写真データをどのようにコントロールするのかということに関しても、これまで進化を続けて参りました。

先ほどの位置情報とかなり似ていますが、iOS4のときにユーザーは、アルバムに入っている全ての写真を共有するか、全くしないかを選ぶことができました。そして、iOS14になり、ユーザーは写真のアルバムのどの部分を共有したいのか、選択できるようになりました。

昨年のiOS17では、共有する写真のグラフィック表示がユーザーに表示され、共有内容のリマインダーとして機能し、限られた範囲のみ選択して共有するかどうかも決定できるようになりました。

そして、デベロッパの善行や善意を促し、デベロッパがまさに望んでいること、つまりユーザーとコミュニケーションできる機能を提供するために、アプリは写真へのプライベートアクセスを当該アプリに直接埋め込めるようになりました。

先ほどの位置情報と同様に、写真やユーザーの端末上で利用できるその他全てのデータのコントロールについても、私たちは長年進化を続けてまいりました。このような前進は、弊社全員が、日々継続的に行っているものであり、よりよく高みを目指してまいります。

月曜日のWorldwide Developer Conference（世界開発者会議：WWDC）では、例年のとおり、ユーザーへさらなるデータのコントロールを提供するために行われる、より素晴らしくエクサイティングなアップデートの一部をお聞きいただけます。

これ以外にも、ユーザーがアプリを使用する際に利用できるプライバシーコントロールや機能についていくつか取り上げたかったところですが、時間の都合もあると思いますので、ここからは駆け足で失礼させていただきます。

アプリプライバシーレポートは2年ほど前にローンチした機能です。このアプリプライバシーレポートは、「設定」からユーザーが利用することができますが。アプリが実際にプライバシーをどのように取り扱っているか、確認できるようにしてほしいというユーザーからの要望に応えたものです。アプリは実際にユーザーが付与した権限にどの程度の頻度でアクセスをし、使用していたのでしょうか？ユーザーがアプリを使用している間、アプリは画面の下部にあるどのドメインを呼び出していたのでしょうか？

私たちは情報が実際にどのように使用されているかについて透明化することが、このようなプライバシーの取扱いに関わる慣行の改善をもたらす最良の方法であると考えています。

そしてもちろん、これまでに話したプライバシーコントロールの内容は、ユーザーが設定の画面に行き、考え方が変わったということであれば、いつでも変更することができます。重要なのは、ユーザーが明示的に許可を与えない限り、ここに表示されている設定のいずれにもアクセスを許可しないということです。

そして次に、ワーキンググループの皆様の御関心も大変高いと思われることについてお話ししたいと思います。ユーザーに対して、自分たちのデータがどのように使われているのか、自分たちの情報がどのように提示されているかについてです。プライバシーポリシーのほかに、App StoreにはPrivacy Nutrition Labelsが用意されています。

このPrivacy Nutrition Labelsは2020年の12月に、最初に公開されました。これはApple含め、全てのデベロッパに課される要件であり、アプリのデータ処理方法に関して、ユーザーにとって読みやすく、標準化され、一貫した情報を記入する必要があります。これによって、ユーザーは、自身のデータの利用を望まない場合や、どのように利用されているかをどうにか理解するためにプライバシーポリシーの全てに目を通す必要がなくなり、一目でそのアプリが自分に関連するデータを収集しているか、自分と関連しないデータを収集しているか、あるいは広告目的で使っているかどうかを確認できるようになりました。

そしてプライバシー分野のコミュニティーにおいて長年話し合われてきたこと、つまり

はユーザーが立ち止まり、時間をかけて読んでくれるような形で、ユーザーのデータ使用に関する情報をどのように表示することができるのか、という点を達成しました。私たちは全てのデータカテゴリーにアイコンを用意し、ユーザーがこのアイコンを見て、データ収集においてそれが何を意味しているのか理解できるようにしました。

なお、それぞれのデベロッパがどのように、このPrivacy Nutrition Labelsを記入するのかは、App審査チームによる審査の対象となります。

実際にこの機能をローンチした後に、私たちが想定していなかった非常にエキサイティングなことが起こりました。それは、デベロッパはこのPrivacy Nutrition Labelsを公開し、それぞれ互いを意識して競争し、Twitterやその他SNSの公開広告や投稿で互いに比較をし始めました。これは素晴らしいことです。こういった機運が高まることによって、こうした取組の慣行がさらに改善していくと考えているからです。

そして補足として、Privacy Nutrition Labelsとほぼ同時期に発表した、App Tracking Transparency (ATT)についてお話ししたいと思います。この機能も、ユーザーにより多くのコントロールと透明性を与えるという、非常にシンプルなアイデアに端を発し設計・推進されたものです。この機能は、Appleを含む全てのデベロッパに適用されるものですが、もちろんAppleは、ユーザーの管理に役立つような侵襲的なトラッキング広告となる行動には関与いたしません。そして、もちろん私たちが目指していたのは、何千という情報を収集し、それらを組み合わせて、最終的にはユーザーの非常に広範なプロファイルを作成しようとするような行動からユーザーを保護することでした、ユーザーをターゲティングするためにデータ収集を行う広告業界の規模の大きさは理解することが難しいこともありますが、私たちはおよそ2,000億ドル規模の業界であると推計していました。

こちらのスライドは、先ほどの位置情報、写真についてご覧になったものと若干似ていますが、馴染みのあるものでしょう。ATTはデベロッパがユーザーのデータを収集・使用方法に応じて、ユーザーが利用できるコントロールの範囲を徐々に増やすという同じ道を辿ってきています。

ATTに関しては、すでにお話ししましたが、この後より大きな画面で説明をしますが、ユーザー自身が最適な選択肢を選べるよう、技術的、それからポリシーによるコントロールを提供しています。

まず、技術的なコントロールについて、ユーザーがアプリによる追跡を許可することに

同意しない限り、デベロッパはIDFAと呼ばれる広告用の識別子を使うことができないという設定にしています。

次に、ポリシーによるものの要素としては、先ほどのIDFAのコントロールに加えて、デベロッパは、ユーザーからの許諾がない限り、IDFAなしでそのユーザーの端末を識別しようとするのを禁止しています。これは、長年にわたって多くのデベロッパがそのように情報を取得しようと試みてきたことを知ってのことです。

そして、デベロッパ側が、情報を追加できる標準的なプロンプトを提供することで、ユーザーは同様に表示される全ての画面を理解し、自分にとって適切な選択することができます。これはそのスクリーンショットの別の一例になります。

それから、ユーザーはいつでも、この設定の画面から「プライバシーとセキュリティー」を選択し、「トラッキング」を選択して、ユーザー自らの設定を、適切と思われるものに変更できます。

ユーザーはスイッチを変更して、アプリがトラッキングの許可を求めることを一切要求しないようにすることを決定し、いかなる状況においてもトラッキングされたくないことを明確に示すこともできます。

この短時間でのプレゼンを通じて明確に申し上げたかったのは、私たちのこうした試みは、決して終わることはありません。昨年、私たちは、デベロッパに対して、アプリに埋め込まれたAPIとSDKについて開示事項を記載するよう義務付け、それら情報をユーザーが理解できるような形で公開するという取り組みを発表しました。多くのデベロッパは、自分たちのアプリで使用する一部のSDKがユーザーデータをどう取り扱っているのかよく分かっていないことから、そのようなデベロッパの理解促進にも役立ちます。

最後に、スマートフォンプライバシーイニシアティブ（SPI）について、お話をさせていただきます。

私自身、2006年、プライバシー規制当局にて仕事をしておりました。SPIは、デベロッパに包括的なプライバシーの指針を提供する、政府又は規制当局の最初のイニシアチブであったことに間違いありません。既に皆様よく御存じかと思えますし、私のプレゼンからも伝わったと思いますけれども、ユーザーが直面するリスク、それからデベロッパに提供し続ける必要がある制御を考慮すると、指針をアップデートするには今が最も時宜にかなったタイミングであると考えています。そして、ユーザーのデータは、本当に文字どおりユーザーのデータであり、他者に帰属するものではないということに関しては、私たち

も皆様と同様に考えております。そしてAppleとして、SPIのアップデートに貢献することができ、大変うれしく思います。それにより、より適切にユーザーの皆様を保護することができると思うからです。

御清聴ありがとうございました。ここからお時間の許す限り、御質問にお答えしていきたいと思っております。

【山本主査】 それでは、ただいまのApple様の御説明につきまして、構成員の皆様から御質問、御意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、太田さん、よろしくお願ひいたします。

【太田構成員】 ありがとうございます。DataSignの太田です。

御説明ありがとうございました。私からは4つ質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、プレゼンテーション資料の8ページ目の同意の部分です。こちらのページでは、ユーザーの同意なしにデータを収集してはならないということが説明されていますが、GDPRや日本の法律においては、必ずしも同意を求めているものではありません。その点についてアプリの審査時に、GDPRでは同意が求められないのに、Appleの許諾によって同意が求められることによって、開発者との間で、その部分について衝突したことがあるでしょうか。

【Davis氏】 実際に2018年に私たちはApp Reviewガイドラインのアップデートをしておまして、適切な場合には同意以外の法的根拠を認めるようにいたしました。追加で申し上げますと、位置情報、カメラ、写真、Bluetoothなどへのアクセスなど、デバイス上で行われるコントロールには特定の同意が必要であり、この点が大きな焦点になっているのがお分かりいただけると思っております。またユーザーからの明示的な同意がなければ、技術的にアクセスできないことは確かです。

【太田構成員】 ありがとうございます。

2点目の質問です。今日御説明していただいているのは、アプリがOSのAPIを用いて取得するデータがメインだと考えております。しかしながら、アプリを介してデベロッパが収集できる情報には、In-Appブラウザーを通じて、ウェブ技術を使って収集できるデータも含まれていると思っております。In-Appブラウザーを経由して取得されるデータについては、審査のガイドラインや、Apple Developer Program使用許諾契約などにおいて特に言及がないという認識なのですが、それは正しいでしょうか。

【Davis氏】 ユーザーがアプリをダウンロードして、そのアプリにサインインする、

例えばFacebookやInstagramをダウンロードして使うユーザーについて考えたいと思います。当然、このような使用は、ユーザーとアプリとの間の関係性によって決まります。ただしそのような場合でも、App Review ガイドラインはそこに全面的に適用されます。アプリがその国のプライバシー関連の法規制を遵守する必要があるという非常に具体的な要件があることを強調したいと思います。そして、より一般的には、アプリの審査と法務チーム内において、法規制に準拠していないアプリに関する苦情をレビューいたします。

**【太田構成員】**      ありがとうございます。あと1点だけ、今のところに関連して質問させていただきます。

プライバシーニュートリションラベルについて、プライバシーマニフェストの仕組みを導入したと思います。プライバシーマニフェストには、In-Appブラウザを介して利用する、ブラウザから取得されるデータについての記載が求められていないと考えていますが、そのような認識で合っていますでしょうか。

**【Davis氏】**      プライバシーマニフェストの目的ですが、これは一種の要約であり文書であります。したがって、SDKや外部のプログラミングインターフェース経由でデータを取得する場合は、プライバシーマニフェストにおいて文書化することが求められています。例えばアプリ内ブラウジングエクスペリエンスを通じてユーザーがアプリを使っている際に直接ユーザーから取得するようなデータに関しては、プライバシーマニフェストの中にその記載を含める必要はありません。ただ、Privacy Nutrition Labelsには、それに関しても記載を求めています。

**【太田構成員】**      ありがとうございます。私は以上です。

**【山本主査】**      ありがとうございます。

それでは次、寺田さん、お願いいたします。

**【寺田構成員】**      JIPDECの寺田と申します。よろしく申し上げます。

とても丁寧で分かりやすい御説明ありがとうございました。Appleさんがプライバシー保護に真剣に取り組まれているということがよく分かりました。そこで、念のためですが、2点ほどお聞きしたいと思います。

まず1つ目です。Appleさん自身が開発し、提供されているアプリの審査について教えていただきたいと思っています。

Appleさんのアプリについても、他社のアプリと同様の審査というのをされているのでしょうか。それとも開発部門は、審査内容を熟知しているということで、特に審査は行わ

れていないのでしょうか。おそらく審査が行われているとは思いますが、審査が行われている場合、開発部門と審査部門は完全に独立した存在で、お互いに干渉することがないような体制になっているのでしょうか。

【Davis氏】 ありがとうございます。この質問にお答えするのに少し時間をいただいでしまうかもしれませんが、非常にお役に立てる質問だと思います。

ユーザーが最初にデバイスを起動したときに利用できるアプリ（ファーストパーティーアプリ）と、ユーザーがApp Storeからダウンロードできるアプリ（セカンドパーティーアプリ）の2種類のアプリを区別したいと思います。全てのAppleのセカンドパーティーアプリはApp Storeで入手できる他の全てのアプリと全く同じく、厳格なアプリ審査の要件の対象となります。多くのAppleのセカンドパーティーアプリが実際の審査プロセス中にApp 審査によって拒否され、アップデートを求められる対象となります。

それから、全てのAppleのアプリは、ATTの要件に準拠する必要がありますが、幸いなことに、弊社はATTフレームワークをプロンプトするような追跡に関わるということは、これまでもありませんし、今後もございません。

そして、全てのAppleのアプリとサービスにわたって、大規模なエンジニアリングチームと法務のチームが在籍しており、これらアプリとサービスを提供する際に最高水準のプライバシー基準に準拠していることを確認することを専任としています。

例えば私が本日遅くにアイルランドに戻るとき、ロンドンの空港まで移動しますが、移動の際にApple Mapを使用する場合、その内容は完全に匿名となります。それは私の移動は15分から3時間ごとに切り替わるローテーションの識別子のみに関連付けられているからです。

そして私は、今日のお昼のためにSiriに、近所のおそらく一番おいしいお寿司屋さんを見つけてと頼むと、この情報というのは、SiriのみにリンクするIDには関連づけられますが、それ以外の私のIDには関連付けられることはございません。

場合によっては、アプリの使用を通じて関連付けられたデータを収集しなければいけないようなこともあります。例えばApp Storeを利用するとアプリのダウンロードがユーザーに関連付けられます。これは他のデバイスへ将来的にダウンロードを行えるようにするためです。ただしそのような場合でも必要最低限のデータだけを収集するようにしております。

明らかに私のお気に入りのテーマで、もう少し長くお話することもできますが、時間の制約もあると思いますので、一旦ここで終わりとします。もちろんこのテーマに関する質

間は喜んでお受けします。

【寺田構成員】 ありがとうございます。Appleさんが非常に一生懸命やっていたらっしゃるということが分かって、熱意は伝わってきました。

2点目は、プライバシーポリシーの記述についてです。AppleIDとひもづかない限り、Appleは通常、Cookieや類似の技術を使用して収集したデータを非個人データとして取り扱いますという記述があります。

日本の法律では、これらは個人データではないので、この記述で法的に問題があるというわけではないですが、ポリシーとしてAppleさんは、アプリでは広告IDは同意取得を必要としている、あるいはSafariでもサードパーティーCookieの利用は非常に制限されています。一方で、AppleさんがCookie等によってこれらのデータを収集する際、日本において事前の同意を取得していらっしゃらないと思います。これはポリシーと矛盾しているような気がしますが、どう考えていらっしゃいますでしょうか。

【Davis氏】 残念ながら、日本語の該当箇所のプライバシーポリシーをすぐに皆様にお見せすることができないのですが、恐らく今御質問いただいた寺田様の御指摘は、この段落のところではないかと思っております。

実際この段落において。私たちとしては、今御理解いただいた内容と全く真逆のことをしようとしていると思います。つまり、ここで明確に言っておりますのは、Cookieのデータが、IPアドレスに関連付けられる可能性があるものに関して、あるいはIPアドレスに関連付けられている場合であっても、弊社はこれをパーソナルデータ、個人情報としてみなしていますということです。

それから、Safariの関連で明確にしておきたいのは、インテリジェントトラッキング防止機能（ITP）についてお話されていると思います。ITPはサードパーティーのCookieや、ファーストパーティーになりすましているサードパーティーのCookieをブロックするように設計されています。ご参考までに、例えばオンラインストアで、クリックをしている場合のCookieは、オンラインストアでのユーザーエクスペリエンスがどのようなものを明確に把握するためのものです。ご想像の通り、私たちはサードパーティーのCookieは使っていません。

【寺田構成員】 英語の文章が少しよく分からなかったところもありますが、Cookieや類似の技術を使用して収集したデータを非個人データとして取扱いますというのが日本語であります。AppleIDとひもづいたら個人データになるなど、幾つか除外事項があるとい

うのも承知しています。

その一方で、Appleの広告プラットフォームを使って広告を配信するといった内容の中では、恐らくサードパーティーCookieだと思いますが、それを利用しているということが別のところで記載されているということもあって、日本においてサードパーティーCookieを利用することに関して、個別に同意を取得しなければならない、又は制限されているということは法律的にはございませんが、Appleさんとして、この辺に関して同意を取得するかといったことは日本ではされていないので、ポリシーと少し違うのではないかと思った次第です。

**【Davis氏】**　そうですね。これにはいくつかの事項があるかと思います。まず1つ、Appleは、個人情報であるデータを収集し、それを個人情報ではないものと見做そうとしているわけではないことを明確にしておく必要があります。次にApple IDへの参照を活用し、デバイスが識別できるような方法でデータを取得するようなことも行っていません。3番目に、おそらく検索広告に関しておっしゃっていたと思うのですが、App Storeで検索広告を配信するためにサードパーティーのCookieは使っておりません。

今いただいたフィードバックについては、大変感謝しており、日本語版について私たちが伝えたいメッセージが、それと同じ内容できっちり記載されているのか、プライバシーポリシーの日本語訳に関しても確認させていただきます。ありがとうございます。

**【寺田構成員】**　承知いたしました。ありがとうございます。

私からは以上になります。

**【山本主査】**　ありがとうございます。

それでは、木村さん、お願いいたします。

**【木村構成員】**　主婦連合会の木村です。御説明どうもありがとうございます。いろいろと丁寧に実施されていることがよく分かりました。その上で質問させていただきます。

様々なデータのうち、例えば位置情報に関して、許諾を利用者が選択できるということがよく分かりました。利用者がこのデータなら取得されてもいいとするデータを取得すると理解いたしました。他方、その取得したデータをどのように管理するのかということは審査では求められないのでしょうか。よろしくお願いいたします。

**【Davis氏】**　ありがとうございます。デベロッパがユーザーに提示しなければいけない同意画面には、目的の文字列と呼んでいるものがあり、デベロッパはこれに記入する必要があります。その目的の文字列の内容に関しては、プロセスの一環としてアプリの審査

の中でレビューされます。そして、実際にデベロッパがその目的の文字列に遵守していないことが後に判明した場合は、Appleからデベロッパに対して措置を講じます。アプリが目的の文字列に従わず、通常は広告目的で位置情報データを使用していたことでAppleが懲罰的なアクションを取ってきた事例は、公開文書においても多数見ることができます。

【木村構成員】 分かりました。ありがとうございます。検査は不定期に行われるのでしょうか。

【Davis氏】 複数の方法があります。まずアプリの審査の段階で、そもそもアプリが位置情報を要求する正当な理由があるものかどうかを、評価します。正当な理由がない場合はその点について疑義を申し立てます。正当な理由があると判断しユーザーにも求める場合、アプリの実際の使用状況についてもサンプリングをします。アプリは様々にありますので、全てのアプリがそうであるという印象は与えたくはありません。その後苦情を申し立てているユーザーや、もちろんメディアや規制当局への対応も行います。

【木村構成員】 ということは、あくまでもユーザーからの指摘という理解でしょうか。

【Davis氏】 いいえ、サンプリング自体は行っています。つまり全ての場合において、アプリは利用可能となる前にAppleのプラットフォームで実行・検証がされます。つまりは、いわゆる現実の環境で実際に確認を行わなければなりません。そしてそのアプリがダウンロード可能となった後も事後的にサンプリングをして検証を行っております。これには最も人気のあるアプリやユーザーのクエリを考慮しており、その範囲は多岐にわたります。ただし、同時に私たちが毎日継続的に約200万のアプリを事後的にサンプリングし審査できるというような印象は持っていただきたくはありません。実際にデータにアクセスする方法について私たちが導入した技術的なコントロールなど、より重要な部分にも力を割かなければならないためです。

【木村構成員】 分かりました。どうもありがとうございました。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは次に、呂さん、お願いいたします。

【呂構成員】 ありがとうございます。弁護士の呂と申します。

本日は、本当に大変詳しい御説明をいただきまして、ありがとうございました。そして、スマートフォンプライバシーイニシアティブについても、大変ポジティブなコメントをいただきましてありがとうございます。ぜひApple様の先端的な取組から学ばせていただいで、SPIをよりよい形に改定していければいいなと考えております。

その上で、プライバシーニュートリションラベルについて御質問させていただければと思います。ユーザーからすると、様々なサービスについて、様々な形式の、かつ長いプライバシーポリシーを読み込むのはやはりなかなか難しいところでもありますので、利用者情報の取扱いについて、こうしたアイコンなどを用いてビジュアルライズした定型的な形で示していくというのは、非常に有益な取組だと思い、注目しております。

こうした取組を導入すべきであるという議論は今まで様々なところでされていると認識しておりますが、その実装には様々なハードルもあり、難しい場合があるものと理解しております。そうした中で、このプライバシーニュートリションラベルの実装に当たり、重視されていることや、工夫している点、フィードバックを受けて改善された点、今後課題として改善していきたいと思われている点などがあれば、ぜひ具体的なところを教えてくださいと大変ありがたく存じます。

【Davis氏】 ありがとうございます。はい、Privacy Nutrition Labelsに関しては、お話しできることがたくさんあるのですが、今おっしゃっていただいたように、ユーザーが理解できる形で情報を表示するという、初めての試みでした。実際これを提示してから目にした際、デベロッパの間でも、特にユーザーから大量のデータを収集するデベロッパは当初情報を見せて大丈夫なのかという懸念を抱いていたということです。

まずもってデベロッパが正確な情報をこのラベルの中に記入していただくということが重要であり、デベロッパは概ね情報を正しく記入していましたが、特に上位1000のデベロッパが責任を持ってこのPrivacy Nutrition Labelsの情報を正確に記入しているかどうかの調査には、多くの時間を費やさなくてはなりませんでした。

私自身、元々規制当局側の者として、そのとき少し驚いたというかがっかりしたことは、規制当局は、このPrivacy Nutrition Labelsを、データ収集を行う大手デベロッパらと実際に関わり、デベロッパの水準を改善させるための手段として利用しようとしていなかったことです。私は、規制当局が情報をかなり収集しているようなところを巻き込んで、責任を持って対応していただくために、このPrivacy Nutrition Labelsというのは、とても有益な手段になり得ると思っていました。あまり当局自体が、これを有効活用しようとする積極的な流れがなかったのが、私自身そのときがっかり感じたことではありまして、逆にこれを使えば、対応していないデベロッパを特定、抽出していくこともできるツールだと私は思っています。

それから、デベロッパの間で、個人にリンクされていないデータのカテゴリーのラベル

に関しては、より健全な競争が起きてよかったのではないかと考えています。

ただし良い知らせとしては、この情報はApp Storeで全て公開されていますので、例えばデベロッパ同士の実践内容について比較したいということであれば、誰でもその情報を活用できることです。

以上です。

【呂構成員】      ありがとうございました。

【山本主査】      ありがとうございます。

太田さん、もうちょっとだけ時間あるんですけど、短めに御質問いただくことはできませんでしょうか。

【太田構成員】      分かりました。では、1点だけ質問させてください。再びDataSignの太田です。私からダークパターンについて1点お伺いさせてください。

App Storeレビューガイドラインでは、アプリによるトラッキングの説明画面の中で、インセンティブを提示してユーザーに同意を促したりすることは禁止されているという理解です。Appレビューガイドラインの3.2.2の6で禁止されていたのですが、現在、intentionally omittedとなっていて、その条項が削除されているのはなぜでしょうか。ほかのところに移動したのでしょうか、教えてください。

【Davis氏】      別途確認させてください。ただ、1つ確かに言えることは、今でもアプリ審査の一環として、おっしゃっていただいたように、デベロッパがユーザーに対し個人データの共有やATTフレームワークへの同意を誘導する形でインセンティブを提示するといったことは許可していません。

【太田構成員】      ありがとうございます。では、そのほかの、トラッキングに関わらず、同意全般に対してそのようなルールが存在するという理解でよろしいでしょうか。

【Davis氏】      そのとおりです。いかなる同意の取得に関して、トラッキング以外に関しても同様であります。

【太田構成員】      ありがとうございます。以上です。

【山本主査】      それでは、この辺りで討議を終了させていただければと思います。ありがとうございました。

冒頭事務局からも言及がありましたけれども、今回SPIの改定に向けた御議論につきましては、グーグル様にも御対応をお願いいたしましたところ、書面对応の御希望があり、資料5-2のとおり御提出をいただいておりますので、SPI改定の議論の参考にしていた

だければと思います。また、本日のApple様からの御発表及びグーグル様御提出の資料、これまでの会合での御議論等を踏まえまして、事務局においてSPI改定の案の御準備をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局から、その他連絡事項があればお願ひいたします。

**【川野利用環境課課長補佐】** 事務局でございます。山本主査からの御依頼につきましては承りました。

次回会合につきましては、別途事務局から御案内をいたします。

事務局からは以上になります。

**【山本主査】** ありがとうございます。

それでは、以上で利用者情報に関するワーキンググループ第5回会合を終了させていただきます。本日も、皆様、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。

以上